

第 8 期第 2 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 14 日 (月) 10 時から 12 時まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、中里委員、廣田委員、石塚委員、岡澤委員、浅見委員
飴谷委員、岩橋委員、加賀美委員、小室委員、中村 (弘) 委員、松島委員
若林委員、渡部委員、小泉委員、藤井委員、宮原委員、米沢委員、菊地委員、
松村委員、さわむら委員
区側：情報公開課長、情報政策課長、教育企画課長、福祉施策調整担当課長

4 傍聴人 0 人

5 議事および配布資料

諮問

- (1) 【諮問第 1 号】区立小学校の管理運営に関する業務に係る電子計算機の結合について
(教育企画課) 資料 1
- (2) 【諮問第 2 号】区立中学校の管理運営に関する業務に係る電子計算機の結合について
(教育企画課) 資料 2
- (3) 【諮問第 3 号】包括的支援事業の実施等に関する業務に係る外部委託について
(福祉施策調整担当課) 資料 3

その他

- (1) 番号制度における全項目評価書の第三者点検について 資料 4

6 発言内容

- (会長) ただ今から第 8 期第 2 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。初めに新しい委員の紹介と事務局に異動がありましたので、まずそのご報告を事務局からお願いいたします。
- (情報公開課長) 第 2 回練馬区議会定例会におきまして、各種委員会の選出議員の変更により 4 名の方が新しく委員となりましたのでご紹介をさせていただきます。また 6 月 23 日付で情報政策課長の異動がありました。事務局からは以上でございます。
- (会長) それでは本日の議事に入らせていただきます。本日の議題は諮問が 3 件、その他が 1 件でございます。通常は諮問事項から審議を始めますけれども、その他の案件について本日の審議会で方向性をまず決めて頂かないとこの後の作業行程に支障が生じるという関係がございますので、まずその他の案件から行いたいと思います。具体的に申しますと、番号制度というものについてとその中で審議会が関わる部分があるということでありまして。まず事務局からご説明をいただいて、その後審議会としての意見をまとめたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。ではご説明お願いいたします。
- (情報政策課長) これから番号制度について説明をさせていただきます。練馬区では、副区長を最高情報化管理責任者いわゆる CIO として副区長をトップに

区の情報化を進めているところでございます。しかしながら、このように情報通信技術が多様化し高度化している状況では、なかなか区の職員のみでは迅速に各種の課題に対応していくことが極めて困難であるということから、情報化の推進と管理体制を強化して、あわせて職員への知識だとか ICT 活用能力の面での人材育成の強化を図るという意味で外部の専門家によるこの CIO を補佐する職をおいて取り組むこととしてございます。それを CIO を補佐する補佐官、私共では総合情報化顧問と呼んでございます。この総合情報化顧問につきましては、番号法が公布されました 25 年 5 月以前から今日まで、区に於ける番号制度の理念ですとかどのようなメリットがあるかなど区の情報化に関わる事項全般につきまして専門的見地から助言を受け、また指導をして頂いてございました。このような様々な支援を受けながら私共は番号制の導入に取り組んできたところでございます。この程、この個人情報保護審議会におきまして番号制度における全項目評価書の第三者点検ということをご審議頂くにあたりまして、まずはこの番号制度というものについて概要を委員の皆様にご説明させていただきたく存じます。そこでこれまでの経緯を踏まえ、この番号制度に熟知し、区の動向にも精通している総合情報化顧問より説明をさせていただき、その後ご審議をお願い出来ればと思っているところでございます。ではご紹介いたします。株式会社日本総合研究所の CIO 補佐官をお願いしております香川主任研究員とそのスタッフであります矢野副主任研究員でございます。よろしく願いいたします。

(CIO 補佐官)

番号制度における全項目評価書の
第三者点検について資料 4 に基づき説明

(情報公開課長)

CIO 補佐官ありがとうございました。
区といたしましては、CIO 補佐官の説明を受けまして実際に全項目評価でご評価いただく内容として机上配布で全項目評価書を配らせていただいております。全項目評価書というのは、そこにある通り多くの項目に渡りましてリスクなど様々な点からチェックを行っていくものということでございます。区といたしましては、CIO 補佐官からご説明いただいたことなどを踏まえて、当審議会は情報公開および個人情報保護運営審議会条例の定めにより設置されてございますが、同条第 7 条には、より審議の効率的な運営を図るため委員会を設けることが出来ることと規定されております。この規定により平成 19 年度に個人情報保護条例の改正を検討するために、数名の委員にご参加いただいて委員会を設けてご議論をいただいたという経緯もございます。そこで今回につきましても、今後継続的に点検作業を進めていかなければならないことや効率的な点検作業が求められるものであることを考え、

本審議会の委員の方数名ご参加いただきまして、委員会を設けて点検作業を行っていくことを事務局といたしましては提案をいたします。以上でございます。宜しくお願い致します。

(会長) 皆様には事務局案についてご意見をいただければと存じます。簡単に申しますと、本件については第三者点検ということ自体は法に基づいて区が行わなければならないと規定されておりますので、このこと自体は必ずやらなければいけないと。それに対して審議会がどういう形で関わっていくのかということについては、審議会自体が毎回毎回、何回も審議会を開催するという形も現実的に有り得ないわけではないのですが、事務を効率的に進めるという意味で、あるいは中身のある少人数で議論をしていきたいというようなご要望もあって、それを委員会という形で委員の中から何人かを選んでそこで議論をしていくと、こういう形でもよろしいですかと。簡単に申し上げますとこういうことでございます。

(会長) 経過については審議会に当然報告するわけですよ。

(情報公開課長) 経過については審議会に報告をさせていただき予定でございます。

(会長) ですから、審議会から離れて独立してやるということではなくて、委員会というところで議論をするけれども、経過結果については審議会にきちんと報告をするという前提で委員会方式という形はいかがでしょうということでございます。

何かご意見のある方、遠慮なく仰ってください。

(委員) 本題に入る前に、今日のこの資料を読んだのですけれども、わたしは撤回してほしいと思います。ここは練馬区の審議会なので、もしお話しされるならば当然CIOあるいはそのラインの方が説明するのであって、補佐官とは言わばアドバイザーですから補佐官が説明するのは異例だと思います。それから補佐官はあくまで主任研究官なわけですが、それを日本総研の名前でこういう資料まで出るというのはちょっと異様だと思うんですよ。ですから、日本総研とこの審議会との関係でいえば、日本総研に対して何か区は委託をしているのでしょうかというのが一つ質問です。なぜこの程度の話を行行政の側で説明できないのかということは、ある意味でこの水準と言いますか、これからやっていく上で非常に心配なのです。この話であれば当然課長で十分説明できますよ。もし細部の話が出たならば、それは顧問の方に訊くという事はあっても良いんですから、次世代の国づくりとは何を指すのか分かりませんし、この資料の在り方として問題を提起いたします。それとついでですが、専門家がいらっしゃるので、中間サーバーでそれぞれの分野ごとの情報があって、それをお互いに連携する時のシステムは非常に安全を期するという意味で難しいシステムだと思うのですが、お互いの各分野が勝手に連結しないように言わば暗号システムの延長線上だと思いますが、そのへんをわたしたち素人にわかるようにご説

明いただきたいというのは二番目です。以上です。

(情報政策課長) 今、わたくしが最初に敢えて経緯をご説明させていただいたのは、そのような疑問にお答えするという趣旨がございました。わたくしどもは CIO を補佐する者として、総合情報化顧問を設置する。それは具体的には今回は株式会社日本総研ですが、そこに委託を行ってその中でスタッフとして対応していただいているということであります。かねてより番号制度につきましては繰り返しになりますが CIO 補佐官の助言や指導を受けながら取り組んで来たことがございましたので、今回詳細にわたるご質問にも対応できるようにと準備していただいたものでございますので、何卒ご理解いただきたいと存じます。

(委員) そうすると顧問は日本総研なんですね。

(情報政策課長) 日本総研と委託契約を結び、スタッフとして活動していただいているというふうに致しております。

(委員) そうすると、顧問と委託契約は別なんですね。

(情報政策課長) 委託をした上で主任研究員に総合情報化顧問を委嘱しております。

(委員) そうしましたら各年度の委託料、これについて明らかにしてください。

(情報政策課長) 各年度分は手元にごさいませんが、平成 26 年度はおよそ 2900 万円でございます。今回の番号制度だけではなくて様々な業務の支援の内容を含めた額となっております。

(委員) 額の事をとやかく言うつもりは全くありません。ただ、始めの説明では CIO 補佐官に説明してもらおうという事ですから、今の話だと委託した日本総研としてのアドバイスなり資料作成についての説明ということなので、最初説明をちょっと訂正していただいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

(情報政策課長) わざわざ二人をご紹介させていただきましたが、まず CIO 補佐官とそのスタッフである副主任研究員をご紹介させていただきました。その CIO 補佐官の指示に従ってその副主任研究員がご説明したものと理解しております。

(委員) そうすると資料は、CIO 補佐官の提出資料と受け止めてよろしいでしょうか。

(情報政策課長) そのように受け止めて頂いて結構です。

(委員) それでは、ここで株式会社日本総研と書いてあるのは、練馬区 CIO 補佐官であります主任研究員とその補佐である副主任研究員の提出資料ということでよろしいでしょうか。

(事務局) わたくしどもを通して本審議会にご提出させていただいたもので、練馬区として提出させていただいたもののご理解いただきたいと存じます。

(情報公開課長) CIO 補佐官のただ今のご説明ですけれども、説明の内容につきましては、わたくしどもも十分了解して打合せの上でご説明させていただいているというものであります。区として説明をさせていただいている

というものと同じとお考えいただければと思います。

(委員) 最後にしますが、少なくとも前段の部分というのは言わば自治体の情報関係者であれば当然説明できる範囲の話で、これからまさに新しい部分のPIAのへんはいろいろ他の団体とか情報があることは必要だと思いますが、なるべく出来るだけ直接ご説明いただいて外部の委託先に説明いただく部分というのは限定してやっていただけないかな、その方がわたくしたちも安心して議論ができるという感想を言わせていただきます。それから2点目の質問は専門家の方で宜しく願います。

(会長) 委員の疑問はある意味もっともだと思うのですが、今日の日本総研の説明をお聞していると、事務局で説明できるような内容かなとわたくしも思うのですけれども、敢えて事務局から説明をしないで日本総研に直接お願いした何か理由はありますか。

(情報公開課長) 日本総研については、先ほど情報政策課長から説明があったように練馬区のCIO補佐官として国や他の企業体からの情報収集、あるいは他の区からの情報収集ということで、様々な情報をお持ちの立場でCIO補佐官をやっていただいているわけでございます。先ほどの共通番号制度内容についても、わたくしどもでも説明はできますが、ご説明に際しては様々な情報を豊富に持っているCIO補佐官からご説明をいただいた方がより解りやすく深い説明ができる。あるいは質疑応答についても皆さんのご納得いくような十分なご説明ができると判断して今回CIO補佐官に概要の説明をお願いしたということです。

(委員) あらゆる質問、想定できない質問も勿論ありえると思うので、そういう場面に備えて日本総研の専門的な知識を配慮して説明をお願いしたとこういうことで宜しいですね。

(会長) 先ほどの委員の二点目の質問にお答え願います。

(CIO補佐官) 先ほどのご質問の中間サーバーというのは、自治体間で情報の連携をしますと、個人情報自治体間で飛んでいるという状況になります。例えばA自治体とB自治体の間で個人情報をやり取りする場合に、これは国が作るのですが真ん中に中間サーバーというものを置きます。基本的には個人番号、例えばある方が1234で当然その方はどの区に行っても1234という番号なのですが、その1234という番号が実はこのネットワーク上は飛ばないという仕組みになっています。セクトラル方式という方法でやるのですが、1234という番号じゃなくてA001という番号で実は飛ぶと。それが練馬区では1234の人がA001ですけれども、他の区に行くと1234の人はB001という違う番号になる。その番号のひもをつけるところを国が作るという仕組みになります。個人番号は実は先ほどの個人番号カードの裏面ですけれども、番号を書かれるので、基本的には人の番号なんですすぐ解るのです。そうすると番号を基に情報を取られてしまうので、その番号ではなくて違う番号

のもう一段階セキュリティをかませて情報のやり取りをしているというところが一番大きな仕組みでございます。当然そのサーバーはセキュリティ上安全な所に置いてありますし、このネットワーク自体インターネットと違って基本的には自治体としかつなげない所で当然暗号化も行っているというところになりますが一番大きいのは今申し上げた、番号が直接飛ばないという仕組みになっております。

(委員) 非常に専門的な質問があったんですが、私は共通番号制度とか番号制度とかいろいろと言われてはいますが、そういうものについての知識がまだきちんとならないのです。他にも知らない方が委員の中にいらっしゃるんじゃないかと思えます。先ほどの15分程度の説明で全て理解しろと言われても、私は到底理解できませんので、申し訳ないですけども一度情報政策課長からでもレクチャーをしていただくと非常にありがたいです。こういうもので、このような法律に基づいて出来ていて、どれくらい時間がかかるなど。出来れば二時間くらいかけて講演講義をしていただくと非常に私はありがたい。非常に重要なテーマと思うので、ご提案と要望ですがいかがでしょうか。

(情報公開課長) 只今のご要望につきましては、今後情報政策課長と検討させていただきたいと思えます。ただ、今回わたくしどもでご提案させて頂いている事につきましては、その後の諸々の処理にも係ってきますので、ご審議頂きたいと思っております。

(委員) スケジュールの関係でどうしても仕方がないと思えますけども、いずれにしても出来るだけ早い機会にレクチャーを頂くとありがたい。いやその必要はない、区民の委員の皆さんがそんなの要らないよ、私は準備しているよという事であればそれでいいのですが、出来れば基本的な勉強会を開いて頂くと非常にありがたいなと思っている次第です。

(会長) 私が個人的に申し上げますが、間違っていたら言ってください。番号制という制度を設けると、それこそエンターキーをちょっと押したただけで膨大な情報が番号にくっついてくるわけですね。それと行政機関同士で効率的な情報交換ができるというのは確かにメリットではあるのですが、当然ながらやり取りが増えますのでそういう意味では情報が漏洩するリスクもまた出てくるという意味で情報が万が一漏洩した場合の損害というのも非常に大きくなるとか、色んな新しいリスクが多分出てくるのだと思うのですね。そういう点についての対応をきちんとしているのかという事についてのスクリーンがある意味第三者点検という手続きだと思っております。その手続きを審議会自体がやるのか、委員会という形でやるのかという所が今日のテーマなんですけれども、私は単純に考えると審議会でやった方が多くの委員の意見を多分反映できるのではないかというように思うのですが、敢えて委員会方式という事を事務局が提案しているからには委員会方式にはそ

れなりのメリットがあるというように思われるわけですが、その点について絞って、なぜ審議会全体でやらないで委員会方式という形を取るのか。そのメリットについてご説明して頂けませんか。

(情報公開課長)

只今ご指摘いただきました委員会方式でのメリットでございますが、わたくしたちが今考えている項目評価の数でございますけれども、現在全庁に調査をかけておりますがかなりの事務量になることが予想され、それを審議会とは別の日程で点検していただかなければならないという事になりますと、日程的にこの委員会でご審議頂くのは通常の案件もある関係上困難ではないかと考えているのがまず第一点でございます。それから、国の特定個人情報保護評価に関する指針がありまして、今年の4月に国から示されてきているのですが、この指針によりますと、共通番号制の導入については国の法律の定めによって導入作業をしなければいけないわけなのですが、その過程の一つとして点検作業については、セキュリティ上の不安を取り除くという事が目的となっており、そのためにそれをする事によって国民や住民の方の制度導入に関する不安を軽減しようというものです。その点検作業をしていただく方としては専門家ですとか有識者による点検が望ましいという事を指針の中でも申しておりますので、そのような方達を中心とした委員会を作って、審議会の日程とは別に随時委員会を開催して進めることの方が円滑な点検作業のために効率性が高いと考えております。

(会長)

例えば委員のどういう方を委員会の委員に選任するという事は、これはよろしいですか。当然区民の代表、学識者、委員の先生方、その3つのグループから選任されるということですか。

(情報公開課長)

具体的な委員の選任につきましては、審議会条例の中で委員については会長の指名によるとの規定がございますので、今回この審議会において小委員会を立ち上げるというご了解を頂ければ、国の指針等に基づいて、会長とご相談の上で先ほどの指針の趣旨に則った形でお声がけをさせていただこうと考えております。

(会長)

先ほど委員から共通番号制度についての講義の要望が出ましたが、2時間講義するかは別にしても、資料を事前に委員全員に配布し、例えば次回に時間を設けていただくということはいかがですか。

(情報公開課長)

今回も資料を揃えて皆様にご説明することを事務局の中では検討をしたのですが、現在国から示されている資料はある意味、国民・住民に向けての資料とは異なっておりまして、主に行政内部に向けられた資料なのですね。ですからこの段階で皆さんにお示しするという事になりますと、かなりの分量で細かい部分もあって、わかりにくい、かえって誤解を生じるだろうという事もあり、今回そのような概要を示した資料にとどめたということがあります。今後は国も本格的なPR作業を実施していくものと承知しております。それを踏まえて皆様にお示し

出来る資料につきましても、解りやすい資料もお示しできるようになってくると考えてございますので、国等のPRの進捗を見据えて、もしご要望があればご説明をさせて頂くこうと思っております。

(会長) ご要望がありますので是非その点はお願い致します。制度そのものがあまり国民、区民、市民向けのきちんとした資料がまだ存在しないということで、現時点では今日説明した程度になってしまうということですのでよろしいですか。

(情報公開課長) 共通番号制の説明につきましては、この審議会の場合ですとどうしても時間がないという事もございますので、また別の機会を設定致しまして希望の方にご参加いただいてご説明させていただこうと思っております。

(会長) それはきちんと宜しくお願い致します。他にご意見ありませんでしょうか。

(委員) 委員会を設けることは賛成です。ただ、丸投げするのではなくて、そこでどういう点について色々議論するのだという全体像を全体の審議会である程度ポイントを示して明らかにした上で、それから委員会に投げて今度は結果を上げていくと。要するに始めから小委員会でやったものが上がっていく仕組みではなく出来たらということを目指します。

(情報公開課長) 只今の趣旨を踏まえて、事務局でも正副会長と相談の上検討させていただきたいと思います。

(委員) これから本日本配付された様式4の資料をすべて埋める作業をするわけですが、その作業は委員会がやるのではなくて、区の担当課がそれぞれやっていくわけで、私の理解では小委員会は区が作り上げた書類が妥当であるかどうかを見ていくのが仕事だろうと思いますので、小委員会の役割をあらかじめ示すというのは理解できなかったです。今回は個人情報保護の評価書ですが、私は大学で自己評価の責任者をやりましたが、これは膨大な仕事量で、これを一つ一つどういう方針でうめていくかまでやっていたら、どだい間に合わないと思います。

(委員) 実際にやっていくのは小委員会で結構なのです。これをやる時にそれぞれの項目で、こちら辺がポイントでこういうことをチェックしてという趣旨でもってお願いしますよという、今日確かに初めて全項目示されましたけど、これがどういう意味合いや役割を持っているかという総括的な部分を小委員会でやる前に一通り今日十分出来るという事であればそれでも結構なのですけれども、やってから委員会に委託した方が受け取った時にここをたたいてくれたんだなと解る、そういう趣旨なので、決して力作業をこのメンバー全員でやるつもりではありませんから、そこを上手く運んで頂ければという趣旨です。

(会長) 審議会ノーチェックで完成案が出来るという事はないように、出来るだけそこら辺の連携を果たしていただきたいというのが委員の真意だ

と思いますので宜しくお願いします。

(会長) 本日は審議会条例に基づいた委員会設置についての同意を頂きたいというご趣旨でございますので、その点について皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、委員会設置についてご同意頂けますでしょうか。お声をかけた委員の方につきましては大変なご負担になるかもしれませんが、是非ご協力を宜しくお願い致します。

(委員一同) 異議なし

(会長) 続いて諮問事項に移らせて頂きます。諮問第1号と第2号、これは小学校と中学校ということで違いはありますが、内容的には関連した案件ですので、併せてご説明お願い致します。

(教育企画課長) 区立小学校の管理運営に関する業務に係る
電子計算機の結合について 資料1に基づき説明
区立中学校の管理運営に関する業務に係る
電子計算機の結合について 資料2に基づき説明

(会長) ただいまの説明についてご意見・ご質問をお願いいたします。

(委員) 個人情報保護のところ、区側のログイン、職員個別のIDとパスワードについてですが、この職員は小学校・中学校の教諭ということによるのでしょうか。お聞きしたいのはどなたがこのデータにさわられるのかということです。

(教育企画課長) 職員は学校の教員あるいは事務職員すべての職員に対してIDをふっております。学校徴収金に係る事務につきましては、学校長が指定する者ということで処理がされているものでございます。多くは事務職員の方が処理をしている内容でございます。

(委員) 特定の方が全生徒のデータについて処理するという理解でよろしいですか。それとも担当が自分の担任する生徒のデータ入力をするのですか。

(教育企画課長) 学校の事情によって処理の仕方が若干異なってくるということがございます。多くは事務職員が生徒一人一人の口座データを入力しているということがございます。学校によって教員がやられている場合もございます。

(委員) その中でこれは提案なのですが、今も社会的に色々な問題が残っています。やっぱり最終的には人為的なミスだと思う。それを防ぐ為には、パスワードやIDを持つ人間を極力減らすことによってその情報漏洩や流出などは減らせると思うのです。なるべく職員の方が全員持たせるとかではなくて何か工夫を持たせることで、漏洩や防止のためにもっと少ない人達にIDやパスワードを持たせるという方法も今後重大ではないのか、誰にも持たせる、誰でも見られるとなると、漏洩や流出した後で誰が見たということをチェックしても遅いわけで、その極力パ

スワードや ID を持つ方を減らすことをご検討いただくことを提案します。

- (会長) アクセス出来る職員を限定すべきではないかというご意見ですが。
- (教育企画課長) 二つの面があると考えております。たとえば学校により様々な事務処理がなされて、先生方も様々な事務処理を行っております。そういったものが全て誰でもが誰ものデータを見られるというようにする必要は当然無いと思っております。ただ、今の時代でパソコンがなければなかなか事務が進められないという時代状況もございます。それから特定の事務、例えば今回の学校徴収金に関する事務について担当者以外の方がその内容を見るということにする必要もないと思っております。これにつきましては記載しておりますが、権限を分散するとともに権限を行使できる人間を特定するという形の処理をしたいと思っております。
- (委員) 学校によって専門の事務職員がやることもあれば教員がやることもあるということで、結局はデータは全員がさわれるのですね。
- (教育企画課長) ご説明が悪くて大変恐縮ですが、学校徴収金のシステムを使える職員、これは各学校によって異なってくるということです。たとえば事務職が処理をしているような場合は事務職のみがその内容に対応しています。例えば校長先生と副校長先生あるいは事務職といった三人で事務分担をしますと、チェック・承認・送信をやるように考えていますが、そういったものは見られる方、あるいはデータを操作できる方を限定するというので、その学校の方なら誰でも見られるということではありませんし、他の学校のデータを見られるようにするというのもございません。以上です。
- (委員) 原案について賛成です。よく言うように様々なシステムが高度化していますが、要は人なんです。今すでに何人かお話があったとおり、人がどうそれを利用するか活用するかなんです。各学校によって対応が違ってきますが、情報についての管理体制・責任体制いわゆる防止策に基づく人のシステム、人事構成等をどうするかこれは情報がかなりリンクする恐れがありますので、再度防止策について対応をとっていただければと思います。
- (教育企画課長) 最終的には、人が情報あるいはパソコンを操作するからというのはまさにご指摘の通りかと考えております。今回の学校徴収金のシステムにつきましては学校長が最終的な責任者として学校におけるデータの管理はやっていただく、これはシステムで管理しているかどうかに関わらず学校には様々な個人情報がありますので、それを学校長が管理していただいているということであります。一方、パソコン等を使ってということになりますと教育委員会としてその点のセキュリティの向上を図っていかねばいけないと考えております。私共として学校の職員がどのようなセキュリティを確保していくのか学校の現場に

ふさわしいセキュリティの在り方は何なのかを検討を進めていきたいと考えているところでございます。

(委員) これは各フロッピーよりも電算結合の方が安全性が高いというのは確かだと思いますが、これは分散処理になっているのですよね。フロッピーだったら各学校が持つていくことになるのですが、電算結合であれば各学校単位でなくて、各学校が区のホストコンピュータに伝送して区がまとめて送るということも考えられるシステムをとらなかったのはどういうことなのか。もう一点は、学校徴収金システムは、ゆうちょ銀行以外の他の金融機関についてはどうなっているのか説明していただけますか。

(教育企画課長) 口座開設は各学校がゆうちょ銀行と直接契約を結んでいるということから、こちらのシステムにつきましても各学校とゆうちょ銀行が基本的には結合されるという内容でございます。区全体で一括して対応してはどうかというところですが、私共はその検討もしていかなければいけないと思っておりますが、現時点では個別の対応とさせていただきたいと考えております。他の金融機関ですが、現在ほとんどの学校がゆうちょ銀行ですが、一部、信用金庫あるいは都市銀行を使われている学校があります。こちらの学校につきましては、学校の対応ということもございしますが、相手方金融機関と課題等もあると聞いております。当面はフロッピーディスクで対応していくということになるかと思っておりますが、世の中の流れが段々電送方式となっております。そういった方向で検討をしていきたいと相手方ともお話出来ればと思っております。

(委員) この学校徴収金というのは公金ではなく私費会計ということで徴収されていると思うので、その点について区の個人情報保護条例との関わりが整理されているのかが一点と、給食費は毎月引き落としになるが、教材費などは不定期かと思えます。生徒は毎年入れ替えるということで、毎年学年毎の情報が送受信されると思いますが、それ以外に定期的なものなのか不定期に情報がやり取りされるのかの二点について伺いたいと思います。

(教育企画課長) まず一点目ですが、私ども練馬区において、公金の管理につきましては様々な規定等の中で行っておりますが、昨年、学校で徴収金に係る事故がございました。それを契機に公金に準じた形のものであるということで、準公金という形の扱いに明確化したところでございます。今回のところにつきましていわゆる私費会計というよりも準公金としての扱いとしていきたいというところでございます。また送信の回数でございますが、いま現在フロッピーディスクでやっておりますが、学校によって多少違っておりますが、毎月一回交換しているところもありますし、年に8回位ということでやっているところもある状況です。

- (委員) そういった不定期ということであると、送信されたかということも含め、送った側と受け取る側が常時パソコンをチェックしているということではあるかと思うのですが、その辺の確認作業「送りました、受け取りました」の確認はメール上で行われるものなのか、違ったことでいつ送る予定ですと事前に相手方に伝えられるのかその点についてお願いします。
- (教育企画課長) 送信につきましては学校によって送信の回数は異なっておりますけれども送信そのものは口座引き落としが毎月何日というふうに通常決まっております。口座引き落としの際に合わせて引き落とすということになりますので、引き落としそのものは定期的に行って、引き落とす額はそれぞれ異なる場合があるということでございます。また送信の確認ですが、こちらはシステム上送信あるいは承認といった行為の権限を付与することになっておりますので、そちらの中で確認ができていくものと考えております。
- (委員) 今までの他の委員からも最終的には人為的なミスだということも多く意見がありました。もうひとつ実際にお金を支払われる保護者の方達もしくみそのものについて一定程度理解をしていただく必要があると思います。そういったことは学校に求めていっていただきたいと思えますし、ここに携わる方を特定すること、今後職員も入れ替えますので毎年毎年こういったことは保護審でこういう意見があったということはきちんと引き継いでいただいて、情報を取り扱うことについて毎年毎年確認をされていく、何に気を付けなければいけないのか、どうしていったらいいのかということをお学校の方でしっかり気を付けていくように、送受信については賛成なのですが、そういった懸念があるということをお意見として伝えて頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。
- (教育企画課長) 一点目、まず保護者の関係でございますけれども、保護者の方にとってみると現状の方式と実際には何も変わりございません。口座の引き落としで何でいくら引き落とされますということしか変化はないわけで、これらはあくまでも行政側とゆうちょ銀行側の事務処理の変更ということにすぎないと考えております。それから二点目の個人情報を扱うことの重要性についての皆様から頂いているご意見でございますけれども、これはこちらのことばかりでなくて学校で扱う個人情報の保護の重要性については当然でございますけれども教育委員会としても学校の方に機会を捉えて周知徹底をはかるというようなことで対応していきたいと考えております。
- (委員) ゆうちょ銀行に通ずる電算結合については説明いただいた通りでありますけれども、その他の金融機関、信用金庫や都市銀行を通じたこの種の処理については現在もフロッピーディスクによる処理になっているのかなっていないのか、今後もしフロッピーディスクに対応する処

理になっているとするならば、この後どういう対応を進めていこうとしているのかという点です。

二点目ですが、フロッピーディスクそのものを私自身10年以上使ったことがない状態です。その中で練馬区のような様々な業務の中で現在もフロッピーディスクを通じて様々な形での処理をされている業務も他にもあると思っているのですが、こうした現在もまだフロッピーディスクを通じた事務処理を行っている様々な業務について今後どのような対応を考えているのかその二点を聞きたいと思います。

(教育企画課長)

信用金庫をお使いのところにつきましては、信用金庫側のシステム改修の問題もあるように聞いています。従って直ちにというのはなかなか難しかりょうというのがいまの判断です。また都市銀行ですけれども、こちらにつきましてはまだまだゆうちょ銀行ほどのかゆいところに手が届くシステムになっていないところもございます。そちらの方のお話も進められるものは進めていきたいと思っております。

(情報政策課長)

フロッピーを使っている業務は、いま基幹的なシステムではほとんどなくなっていますけれども、指定金融機関との普段のやり取りなどでまだフロッピーを使っております。

(委員)

先程の説明にあった通りフロッピーディスクそのものが生産販売中止、終了している流れの中で、なかなか実際の対応という点では困難な責任が今後益々大きく感じてくると思っておりますので、当面の今後のセキュリティ問題を含めた対応をぜひ現在、信用金庫並びに都市銀行を使っている学校についても対応を積極的に進めて頂きたいと思っておりますので、この点ぜひ今後の中で電算結合と形になれば当審議会に係ってくると思っておりますので、出来るだけ電算結合での方法が出てくるような審議の状況になればありがたいと思っております。その他のフロッピーディスクを使っている様々な情報のやり取りがまだいくつかの事業にあると伺っています。こうした問題について様々な側面を今後まだあるのかなと思っておりますが、こうした問題についても出来るだけ情報政策全体の問題としても対応を強化していただきながら全体の事務事業の中でフロッピーディスクを使わない形式での情報のセキュリティ対策を含めた対策を更に強化していただかなくてはならない時期だと思っておりますので、その点についての対応もぜひ強化していただけたらなと思っております。

(会長)

フロッピーディスクを完全に卒業するとかやめる時期というのは、目標時期とかそういうものはおありなのですか。まだそこまでは決まってないのですか。

(情報政策課長)

相手があることでもありますのでこちらが一方向的に計画するのは難しいところもあります。そもそも外部記憶媒体を使っているということ自体がセキュリティの面では危険をはらんでいるので方向

性としてはフロッピーを使わない方向でいくのが筋であろうと考えます。まだ具体的にいつまでに廃止というわけにはまいません。

(会長) 他にご質問はないでしょうか。よろしいですか。諮問1号・2号についてご賛同いただけますでしょうか。

それでは原案通り承認いたします。

続いて諮問第3号についてご説明をお願いいたします。

(福祉施策調整担当課長) 包括的支援事業の実施等に関する業務に係る
外部委託について 資料3に基づき説明

(会長) ありがとうございます。ご意見ご質問をお願いいたします。

(会長) 制度の変更がいまひとつピンと来ていないのですが、8ページの地域包括支援センターの体制というところを見ますと、原稿ではセンター本所の後ろに直営、直営、と書いてありますが、委託後を見ると練馬だけは直営でありあまり変わらない印象を受けるのですが、他のところを見ると新たに委託、新たに委託と書き込まれてあって、今までは高齢者支援係が直営でやっていたものが、地域包括支援センターが独立して委託業務を行うようになるかと理解しましたが、なぜそういうシステムを取ったのか簡単にご説明していただけませんか。

(福祉施策調整担当課長) 委託後の体制につきましては、ただいま会長が整理いただいたとおりでございます。私共が今回委託せざるを得ない理由としては、主任ケアマネージャーというこの地域包括支援センターを運営する職員を内部で確保することが出来ないという理由があるからでございます。

(会長) 内部で確保できないというのは専門的な職種だからでしょうか。具体的にもう少し分かりやすくご説明していただけないでしょうか。

(福祉施策調整担当課長) それでは主任ケアマネージャーについて確認をさせていただきます。主任ケアマネージャーというのは、一般的な例で言いますと介護ヘルパーのような介護業務に従事する期間が5年あった時にケアマネージャーの資格を取ることが出来るようになります。その上でケアマネージャーとして常勤・専従で5年以上その業務に従事した方が都道府県の行う研修を受講した場合に主任ケアマネージャーという新たな資格を有することが出来るようになります。そのため、その専門性の主任ケアマネージャーの資格を有する方は区でも育成する努力を続けてきましたが、最終的には10年の業務期間が必要なのですが、区の中では二つの理由で職員を確保することが難しかったという経緯です。ひとつは、10年間同様の業務に従事することが本人の異動希望も含めて難しいということ。そしてもう一つは練馬区の場合、地域包括支援センターというのは介護予防支援事業所です。介護予防支援事業所は制度上、介護予防ケアプランしか作ることが出来ません。介護予防ケアプランというのは要支援1と2の方に対するケアプランのことです。

つまり要介護 1 から 5 の方に対するケアプランを作ることはできません。一方、要介護 1 から 5 の方に対するケアプランを作るのは居宅介護支援事業所です。この主任ケアマネージャーは要介護 1 から 5 の方のために作る介護ケアプランの内容についても指導していく立場にあります。このため区の内部で仮に 10 年間業務に従事したとしても、一度も要介護 1 から 5 の方に対するケアプランを作る経験を持つことができないために、やはり民間で要介護 1 から 5 の方に対するケアプランを作成した経験のある方に来ていただくほうが指導面において効果的な体制を確保することが出来るというものです。こうした二つの観点から内部で職員を確保することが非常に難しいということがあって民間活力を活用したいという趣旨のものでございます。

(会長)

何かご質問ありますか。

(委員)

ただ今の説明は理解できたのですが、委託されるということで大事な情報網を持つ訳でありますけれども、最近ニュースでも大きく取り上げられていますようにベネッセの情報流出事故で下請け業者に貸与したパソコンにこの USB メモリーを接続してこの記録を取ることが出来るようになっていたと、そこから漏れたのではないかというニュースが出ていたのですが、その辺のセキュリティはどうなっているのでしょうか。

(福祉施策調整担当課長)

USB メモリーについてアクセスする段階でセキュリティをかけロックをかけています。またデータそのものにも暗号化をかけております。この二重の対策でセキュリティを確保しております。

(委員)

そのパソコン自体は練馬区の物なのでしょうか。

(福祉施策調整担当課長)

パソコン自体は区がリースをして設置しているものでございます。

(委員)

USB メモリーだけでなく、CD とか記録を取ろうと思えば取れてしまうと思うんですね。そのあたりのセキュリティはどうなんでしょう。

(福祉施策調整担当課長)

USB 以外は使えないような設定にしております。

(委員)

もう一点、万が一漏洩化した場合、その罰則規定はあるのでしょうか。

(情報公開課長)

受託業者が情報を不正に漏洩した場合には個人情報保護条例の適用になりますので、罰則の規定が適用されるということです。

(委員)

具体的にどういう罰則なのでしょうか。

(情報公開課長)

内容としましては正当な理由がないのに情報を外部の者に漏らした場合ですとか、諸々の規定がございます。第 10 章に罰則という規定がございます。37 条以下 42 条までが罰則規定となっております。これは区の職員だけではなく、規定によっては受託業者もあるいは受託業者の職員だった者がその職務を離れた者についても適用されるというものです。例えば、個人情報保護ファイルを不正に外部に提供した時は 2 年以下の懲役、または 100 万円以下の罰金ですとか、あるいは、業務

に関して知りえた管理個人情報を自己もしくは第三者に不正な利益を図る目的で提供または盗用した時は、1年間の懲役または50万円以下の罰金。このような規定が罰則として規定されているものでございます。

(会長)

他にご質問はありますか。

(委員)

現行の練馬、光が丘、石神井、大泉の地域包括支援センターの本所における人員体制を教えてくださいたいのです。確かケアマネージャーの他にも保健師とか介護に携わる専門職を置かなければならないという規定の元で運営されてきたと思います。それがどういう状況であるのか、そして今後委託された場合には、新たに委託される地域包括支援センター3か所ではどういう人員体制を取り、そして、どういう身分の者が実施するのかという所を教えてくださいたい。

(福祉施策調整担当課長)

正規職員と非常勤職員という二つの職種で構成されており、正規職員は原則7名となっております。非常勤につきましては6人から8人という事で福祉事務所が管轄する面積の大きさの違いによって業務量が異なりますので、そのような人数の違いが出ております。この7名の職員につきましては係長級の他、ご指摘いただきました通り、3職種を必置しなければなりませんので、主任ケアマネージャー、これは先ほど申し上げた任期付職員として採用している者です。その他に社会福祉士、保健師を配置しています。また非常勤職員につきましては条例に基づき全てケアマネージャーの資格を有する者でございます。委託後につきましては業務が委託されますので、区の職員としてはその人数は縮小する事になりますが、現在その人数については精査しているところですが、委託後の事業者を支援する観点から高齢者支援系には保健師と社会福祉士につきましては最低限置きたいという事で現在調整を進めているところでございます。

(委員)

ここは個人情報保護審ですので、取り扱う情報について安全に運営されていかなければならないという所で議論しているのですけれども、この地域包括支援センターそのものが扱う地域にお住いの高齢者の情報というのは生活状況そして人柄、介護を必要とする人や家族の様々な情報も含まれてきます。そして一人暮らしの高齢者の方々の割合がそれぞれの地域で増えているわけですから、取り扱っていく情報量というのが際限なく増えていきます。それが新たに委託される事によって、今でもケアマネ、保健師、社会福祉士の三職種を揃えた形で、他にもケアマネージャー経験者を用意して運営されてきたものが十分であったのか、そしてちゃんと職員が揃っていたのかという問題点はまた別の所での議論になりますけれども、このセンターの位置づけが取り扱う情報そのものが住民サービスに直結するものですから、この連携と情報の安全性をどういうふうに図っていくのかというイメージが今の説明では残念ながら私は大きな不安を抱えざるを得ないかなと

いうふうに思っております。この問題点、課題についてどのように検討されるのか、そして住民サービスの水準をどのように維持されるのかも併せて伺いたいと思います。

(福祉施策調整担当課長)

個人情報につきましては、非常にセンシティブな個人情報を取り扱うということで、わたしどもとしてもこのセンターに設置する4つのシステムについては万全のセキュリティを確保したいと思っております。特にネットワーク上は閉鎖的に外部から接続することができないということ、その上で二つのシステムについてはUSBのみ登録されたものが使えるような状態になりますが、それは登録されているものに限定されるという事であり、かつUSBについても二つのセキュリティの対策を講じます。さらには職員一人一人にIDを付与し、操作ログの方の記録もさせていただきます。そうした出来る限り最大限のセキュリティを確保した上で情報については管理していきます。その他にも、紙情報・USBにつきましても、施錠できるキャビネットに保管する、その他、様々な規定類あるいは持ち出しについても必要な場合については必ず区の承認を得て持ち出し、リストで管理をするといった先ほどお示した参酌基準の方に盛り込まれる40項目程度の規定についてもしっかり決めて頂いて、わたしどもとしては万全の体制を取りたいと考えております。その上でサービス水準については決して下がる事のないよう区としても連携しながら、また必要なサービスレベルについては規定した上でこれからも高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していきたいと考えております。

(委員)

抱えている課題を具体的に上げて頂き良かったんですね。サービス水準が引き下がるような改正というのははっきり言って反対です。この議論する地域包括支援センターそのものの仕組みとしてどのように情報を住民サービスと直結していくのかという所では、行政とそして支所の地域包括支援センターの連携が非常に大事になってくる、そこに更に福祉事務所内に委託される支援センターになるわけなんです。行政と地域で小回りのきく活動をされている支所、委託されている支所がある中でどういう連携を取っていくのかということと、万全のセキュリティというのが両立するのかということの具体的な課題が見えていないというふうに思います。そして福祉事務所内にこのセンターを置くという事なのですけれども、福祉事務所自体が非常に毎日ありとあらゆる住民の方々が出入りをされており、生活保護を受給されている方も多く相談に来たり、多くの方が出入りするセンターになっています。その中に高齢者の地域包括支援センターを置くというところでの、この業務以外でやはり福祉事務所という環境の中にこの閉鎖された環境を置くというのもちょっと疑問があるのですけれども、その点については福祉課の中でどのような整理をされているのかという事を聞きたいと思います。

- (福祉施策調整担当課長) 具体的な個人情報の取扱いに関する課題というご指摘でございますが、一つ目は支所との連携です。今回この支所との関係につきましては、現在、区と支所について業務委託というものをしております。この度、来年度に向けて区と本所との業務委託というふうになるものです。こうした、支所対区、本所対区というような委託の関係というのは他の自治体でも見られます。例えば立川市のような自治体でもそういったものはあります。それぞれ、区と支所、区と本所という関係ですが、本所に対しては圏域内の支所に対する指導助言といったこれまで区が行ってきた業務そのものの役割も委託することとしています。その上で支所についてもこれまで本所と緊密に連携し、困難事例等があった場合には直ちに本所に連絡するといったようなこれまで通りの対応を改めて支所の契約書の中には入れ込んでいく予定です。但し、仕様書だけの規定では実用性に乏しい部分もあるかもしれませんので、私どもとしては他の自治体の取り組みを参考にしながら、毎月、本所支所会といったような連絡会を開催する事によって、今まで以上の緊密で円滑な連携が確保できるようにしていきたいと。その本所支所会の主催については区の方で取扱っていきたいと考えております。福祉事務所につきましては、現在 2 月からの準備委託、来年度からの委託に向けて、各福祉事務所内でレイアウトの調整も含めてやっているところです。管理区域というものをしっかりと定めて執務場所というものを確保する事になりますが、全ての福祉事務所において他の業務と極力交わらないような形で、福祉事務所内の独立したスペースを確保できるよう、原則端の方に確保されているようなレイアウト図が提出されているところでございます。こうした形で他の業務に関わる個人情報に触れる事のないような、物理的なセキュリティの方にも配慮しているものでございます。
- (委員) ここで諮問事項に掛かっているんですけども、やはり採決をお願い出来たらと思います。
- (会長) ここは採決を取るところではなく、制度そのものの採決する場所ではございませんので、ご意見はお聞きしますけれども、採決は個人情報保護に関して取ります。
- (委員) ではこの件については、日本共産党としての対応もありますので、反対をさせていただきます。
- (委員) 個人情報及び管理という事で、受託者が定める個人情報保護規定に関する参酌基準で研修の実施等を含めてたいへん詳しく書いてあります。これを私は良いと思うのですが、これは先ほどから申し上げるように、システムをいくら立派なものを構築しても、制度をいくら立派に作っても、骨子をどんなに作ってもやはり最終的には人になるわけですね。そういう点で、私はこれを担保する意味でも形式的にならないように、仏作って魂入れずじゃ何にもならないんですよ。そ

ここでこれをどうか担保するような方策、あるいはチェック体制、そういうものをもうちょっと具体的に区側でも対策を講じていただく事が大切ではないかなと思っております。例えばチェック体制も何月何日調査に入りますなんてことはやめて、不意打ちでやるというぐらいの覚悟を持って外部委託者に示さないとどうしても従前から言われているような多くの問題点がどこの自治体でも出てきているんですよね。そういう意味で見事な条文内容でありますけども、それをどう担保するか、そういう方策、チェック体制について急にでは難しいとは思いますが、もしあればちょっとだけお知らせください。

(福祉施策調整担当課長)

ご指摘頂きましてありがとうございます。チェック体制につきましては、この委託仕様書には掲載していませんが、先ほどご説明した地域包括支援センター運営方針の中では評価の項目がありまして、地域包括支援センター運営協議会が第三者評価を行う形を取ってます。第三者評価の項目としては、適切かつ公正中立に運営されているかという項目と共に、個人情報に関する取り扱い、セキュリティに関する取り扱いについても評価項目に含める事になっており、その評価の時期については現在運営協議会で様々な議論を頂いております。3か月に1回やるべきではないかとか、毎年1回でもいいのかとか、どういうやり方でやるのかという議論も頂いております。実は7月18日の運営協議会においてこの仕様書を示しながら評価方法についてのご議論頂く予定となっております。そうした経緯を踏まえて適切に第三者評価も取り入れていきたいと考えております。

(委員)

このパスワードですとかIDを概ね半年ごとに変更するという事で、これ凄く良いなと思う方もいるかもしれないんですけども、私の友人で同じような事をやって一か月ごとにIDとパスワードを変えるという会社があって、社員が覚えられないから紙に書いてパソコンに貼っているんですよ。それが現実です。質問したいのは皆さん人の問題だという意見もあるんですけど、結局これは情報に価値があるからこういう事件が起きるんであって、罰則が甘いんですよ。例えば不正利用したら死刑になりますと言ったらやる人はいなくなるわけで、地方自治体で出来る範囲は限られているのかもしれないけど、これをやったら区の仕事は出来なくなるぐらいの事をやらないと、日本で一番罰則が厳しい地方自治体にするとか、結局、罰則が甘いんだと思います。それについて罰則をもっと厳しくするとか具体的にするとか、被害が出たら損害賠償しますは当たり前のことであって、僕らの場合は被害が出た場合というのは、損害賠償額を予定しているんですよ、いくら払うって。こういう罰則を厳しくすればこれは抑止力になると思います。その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

(情報公開課長)

今、罰則の強化をというご意見を頂きました。罰則につきましては先ほどのご質問にもあったのですけれども、個人情報保護条例で規定を

させて頂いています。契約上の制裁につきましては、契約所管課とも検討いたしまして、これからの課題としてそのような方向性で考えていきたいと思っております。

(委員) 担当課というよりは情報公開課になんですが、今回、今までは区と委託先がやり取りしていた情報、本所支所の関係が委託先と委託先になると思うんですね、委託同士のそういった情報管理をどうチェックされていくのか。以前、情報公開課で全課に対して適切な情報の取扱をしているのかどうかのチェックをしたことがあります。そういう時に委託同士のものについてもその対象になるのか、その点だけ確認させてください。

(情報公開課長) 支所と本所でそれぞれ受託業者があって、その支所本所の情報のやり取りということですよ。先ほどの所管課長からの説明にもありましたけれども、区がそれぞれの支所と本所の委託をするという形になりますので、双方に対して区が適切な指導と情報管理をしっかり指導していくということでございます。具体的には、支所と本所との間の調整も行うということでございますので、そういった連携の中で情報管理がちぐはぐにならないような形で指導していくものと考えております。

(会長) 先ほど採決の話が出たのですが、本審議会は制度の可否そのものを議論する場ではありません。制度を運用するにあたって個人情報保護という観点から問題がないかどうか、このような切り口でご賛同頂けるかどうかを議論審議するところですので、そういう観点で諮問第3号について皆様のご意見を伺いたいと思います。

反対の意見の方もいらっしゃいましたので、挙手をお願い致します。諮問第3号についてご賛同頂ける方、挙手をお願い致します。反対の方挙手をお願い致します。

本日はどうもお疲れ様でした。事務局の方から次回の審議会についてご報告でございます。

(事務局) 次回の日程についてお知らせ致します。今現在予定しておりますのは、11月の上旬に予定しております。具体的な日程につきましては、今後通知をさせて頂くという事で宜しくお願い致します。